

京都市公害防止事前相談における緑化指針

(目的)

公害の発生を未然に防止するために実施している公害防止事前相談において、大気の浄化、騒音・振動の緩和等の機能がある緑化について指導することにより、生物多様性に配慮した多様な植栽や地球温暖化の防止を図り、「環境共生と脱炭素のまち・京都」の実現に寄与することを目的とする。

(適用対象)

建築基準法第6条に規定する建築確認申請に伴う公害防止事前相談におけるすべての工場・事業場等

(指導指針)

建築基準法第2条第16号に規定する建築主は、次の区分により、工場・事業場等敷地内の緑化に努めるものとする。

1 学校・公共施設

学校や公共施設については、下記の緑化目標値に基づき、生垣等による接道部※の緑化のほか、他の空間についても緑化に努めるものとする。

※ 接道部とは当該敷地境界が道路に接する部分であって、道路は私道又は公道であることを問わない。

2 その他の建築物

その他の建築物については、下記の緑化目標値に基づき、生垣等による接道部の緑化のほか、他の空間についてもできる限り緑化に努めるものとする。

なお、市街地中心部の事業所等であって、敷地の緑化が困難な場合には、前庭の植栽やプランター等により、できる限り緑化に努めるものとする。

(緑化目標値)

緑化目標値は次のとおりとし、適正な植栽の管理を行い、良好な自然と共生した環境を維持するものとする。

敷地の緑化（接道部の緑化を重点的に努めること）

区分	学校・公共施設	その他の建築物	
		建ぺい率 60%	建ぺい率 80%
緑化目標値	敷地の 20%以上	敷地の 10%以上	敷地の 5%以上

(協議)

緑化については、公害防止事前相談窓口において協議し、建築確認申請に伴う公害防止事前相談カードに明記のうえ、提出するものとする。

(附則)

この指針は、平成2年6月1日から実施する。

(附則)

この指針は、平成22年4月1日から実施する。

(附則)

この指針は、令和2年11月2日から実施する。

1 大気浄化植樹のための樹種リスト

	比較的大気汚染濃度の低い地域 (第一種住居専用地域・住居地域・第二種住居専用地域)	大気汚染濃度の高い地域 (幹線道路周辺及び商業地域・近隣商業地域・準工業地域・工業地域)
高	(常緑樹) ウバメガシ、カイヅカイブキ、カクレミノ、クスノキ、クロガネモチ、サンゴジュ、シラカシ、 スダジイ、タイサンボク、タブノキ、マテバシイ、モチノキ、モッコク、ヤマモモ (落葉樹) アオギリ、アカシデ、アキニレ、イチョウ、イヌシデ、イロハモミジ、エゴノキ、エノキ、エン ジュ、オオシマザクラ、カキノキ、カシワ、キリ、クヌギ、クリ、ケヤキ、コナラ、コブシ、 サトザクラ、サルスベリ、シダレザクラ、シンジュ、スズカケノキ、ソメイヨシノ、ニセアカ シア、トウカエデ、トチノキ、ハクモクレン、ハルニレ、ハンノキ、ミズキ、ムクノキ、モミ ジバスズカケノキ、モミジバフウ、モモ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、ユリノキ、リョウブ 以上の他これらに準ずる樹種	(常緑樹) ウバメガシ、カイヅカイブキ、カクレミノ、クスノキ、クロガネモチ、サンゴジュ、シラ カシ、スダジイ、タイサンボク、タブノキ、マテバシイ、モチノキ、モッコク、ヤマモモ (落葉樹) アオギリ、アキニレ、イチョウ、オオシマザクラ、カシワ、クヌギ、コナラ、サトザクラ、 シンジュ、スズカケノキ、トウカエデ、ニセアカシア、モミジバスズカケノキ、モミジバ フウ、ハンノキ、ユリノキ 以上の他これらに準ずる樹種
中	(常緑樹) イヌツゲ、キョウチクトウ、ネズミモチ、マサキ (落葉樹) ウメ、シデコブシ、シモクレン、ニワトコ、ハナズオウ、マユミ 以上の他これらに準ずる樹種	(常緑樹) イヌツゲ、キョウチクトウ、ネズミモチ、マサキ (落葉樹) ニワトコ、マユミ 以上の他これらに準ずる樹種
低	(常緑樹) アベリア、オオムラサキ、サツキ、シャリンバイ、チャノキ、ヒラドツツジ、マルバシャリン バイ、ヤツデ、ヤマツツジ (落葉樹) ウメモドキ、オオデマリ、トサミズキ、ニシキギ、ハコネウツギ、ヒュウガミズキ、ムクゲ、 ヤマハギ、レンギョウ 以上の他これらに準ずる樹種	(常緑樹) アベリア、オオムラサキ、サツキ、シャリンバイ、チャノキ、ヒラドツツジ、マルバシャ リンバイ、ヤツデ (落葉樹) ウメモドキ、オオデマリ、ハコネウツギ、ムクゲ、レンギョウ 以上の他これらに準ずる樹種

(注) ※1 高木：3m 以上、中木：1m 以上3m 未満、低木：1m 未満 ※2 網掛け：在来種

2 植栽方法

- (1) 葉量を可能な限り多く確保するため、高木、中木及び低木を組み合わせ、多層に構成するとともに、植栽密度を高くする。
- (2) 常緑樹及び落葉樹を混せて構成する。
- (3) 生物多様性に配慮した植樹のために、在来種が推奨される。また、同じ在来種でも、近畿圏の地域性種苗が望まれる。
- (4) 「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(環境省・農林水産省)に掲載の植物を新規に導入しないこと。ただし、敷地内での管理が可能であれば、既存の植栽を除くする必要はない。

3 生育条件

植栽した樹木を健全に育成させるため、適切な水分、養分及び日照等の育成条件を整備すること。